

福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や施設の利用ができるよう、バリアフリーの推進を図るとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づき、基本計画の作成に関する協議等を行うため、「福岡市バリアフリー推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び連絡調整並びに意見交換を行う。

- (1) 福岡市バリアフリー基本計画の作成に関すること
- (2) 福岡市バリアフリー基本計画の実施に関すること
- (3) バリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 協議会は、バリアフリー法第24条の4第2項及び第26条第2項に基づき、別表第1に掲げる委員で組織する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員とは別にアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福岡市福祉局生活福祉部地域共生課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

〈別表第1〉

福岡市バリアフリー推進協議会 委員構成

区 分	委員数
利用者	14人
学識経験者	3人
施設設置管理者	3人
関係機関	2人
福岡市	5人
合 計	27人

〈別表第2〉

福岡市バリアフリー推進協議会 アドバイザー

国土交通省 九州運輸局 共生社会推進課
国土交通省 九州地方整備局 企画課